

和のでいさーびす 花よりだんご(通所介護事業)重要事項説明書

当事業所が提供する通所介護サービス及び介護予防通所介護サービス、地域支援事業のサービスの内容に関し、ご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

令和 6 年 11 月 1 日現在

1. 事業所の概要

事業所名称	合同会社 LIFE LABO 和のでいさーびす 花よりだんご
主たる事業所の所在地	愛知県知多郡美浜町大字野間字須賀 30・31 番合併地、62 番地
電話番号	0569-84-0022
法人種別および名称	合同会社（合同会社 LIFE LABO）
代表者職	代表社員
代表者氏名	小河 尚
介護保険事業所番号	2375702079
指定年月日	平成 28 年 11 月 1 日
通常の事業の実施地域	愛知県知多市、常滑市、半田市、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町(離島を除く)

2. 職員の体制

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者	1	1		0.5	
生活相談員	2	2		1.2	うち 1 名は介護職員と兼務
介護職員	8	3	5	4.4	常勤は管理者と兼務 生活相談員と兼務
看護職員	2		2	0.3	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	2		2	0.1	看護師と兼務
事務職員等					

3. 営業日およびサービス提供時間

月曜日～土曜日 午前9時 15 分～午後4時 30 分

祝日・お盆も営業致します。

休業日

日曜日 年末年始 12 月 31 日～1月 3 日

臨時休業 暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報発令時

4. 運営方針

- 1) 本事業所において提供する通所介護サービスは、介護保険法ならびに関係する厚生省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとします。
- 2) ご利用者様の人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者様およびその家族のニーズを的確に捉え、必要とする的確なサービスを提供します。
- 3) ご利用者様またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- 4) 適切な介護及び機能訓練の技術をもってサービスを提供します。

5. 提供するサービスの内容

- 1) 生活相談
- 2) 日常生活上の援助
- 3) 健康状態の確認
- 4) 機能訓練
(運動器の機能向上訓練、体操、趣味活動等、日常生活動作に関する訓練、その他)
- 5) 食事サービス
- 6) 送迎サービス

※風邪等、体調不良の際はサービス内容の変更またはサービスの提供をお断りすることがあります。 その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

令和 6 年 11 月 1 日現在

和のでいさーびす 花よりだんご 利用料金表

通所介護・総合事業における予防通所介護相当サービス（デイサービス）

〈通所介護要介護区分利用料 通常規模型（介護度①～⑤介護区分の方）〉

（提供時間）9：15～16：30

7 時間以上 8 時間未満 営業日 月～土（地域区分 その他地域 1 単位＝10 円）

要介護度	単位数 （日額）	ご利用料金 （日額）	ご利用者負担額一例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	658	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護 2	777	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 3	900	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護 4	1,023	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護 5	1,148	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

〈通所介護加算利用料〉

項目（内容）	単位数 （日額）	ご利用料金 （日額）	ご利用者負担額一例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
入浴介助加算（Ⅰ）	40	400 円	40 円	80 円	120 円

〈要支援区分利用料(要支援①、要支援②の方)〉

■総合事業における介護予防相当サービス（月単位の費用）

要介護度	単位数 (月額)	ご利用料金 (月額)	ご利用者負担額一例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	1,798 単位	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
要支援 2	3,621 単位	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

※総合事業における介護予防相当サービスについては、月単位の費用となります。送迎費用と入浴費用については、基本料金に含まれています。

※保険単位とは国が定める介護保険、給付費単位です。

※事業所が送迎を行わない場合は、上記単位数より、片道につき -47 単位減算 となります。

通所型サービス費 A(1 回につき)

要介護度	単位数	ご利用料金	ご利用者負担額一例※1		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者 要支援 1・2	315 単位	3,150 円	315 円	630 円	945 円

その他、介護職員の処遇改善の為の手当として、

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)[1月当たりの介護報酬総単位数×9.0%]

の費用をご負担いただきます。

(その他実費負担利用料)全利用者共通

項 目	ご利用料金	備 考
昼食代	650 円	—
おやつ代	150 円	通所型サービス A を利用されている方は対象外
その他の日常生活費	実 費	その他の日常生活費とは、利用者の希望によって、身の回り品、処置、教養娯楽として日常生活に必要なものを当該事業が提供する場合にかかる費用 パット 50 円/1 枚 リハビリパンツ・テープ式オムツ 100 円/1 枚

利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり 500円を徴収する。

(当事業所における通常の事業の実施地域)

美浜町、南知多町(離島を除く)、武豊町、常滑市、半田市、知多市、阿久比町、

事業実施地域外の送迎にかかる費用は一日一律500円とする。

キャンセル料について

ご利用日当日の午前 8 時 30 分、もしくは送迎車到着予定時間までにお休みのご連絡を頂けなかった場合は、(800 円)をご負担頂きます。但し、御利用者の急な病変、入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

その他

※ご利用者がまだ要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご利用料金のご請求方法及びお支払方法について

ご請求方法	毎月、20 日までに前月分の請求書（利用明細添付）をお届けいたしますので、30 日までにお支払い下さい。
	※お支払いの確認後、領収書を発行いたします。領収書の再発行は致しかねますので、保管頂くようお願いいたします。
お支払い方法	お支払いの方法は、口座振替、銀行振込、現金支払のいずれかをご契約の際にお選びいただきます。
	なお、銀行振込の際の手数料は御利用者のご負担となります。

相談・苦情に対する措置の概要

1. 事業者は、利用者又は家族からの相談、利用者に提供したサービスの苦情に対する窓口を設置し、提供されたサービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応し、サービスの向上、改善に努めます。
2. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

なお当事業者の苦情申し立て窓口は下記の通りです。

相談・苦情窓口：和のでいさーびす 花よりだんご

電話：0569-84-0022 FAX：0569-84-0021

3. その他

当事業者以外に美浜町、常滑市、半田市、武豊町、阿久比町、南知多町、知多市及び愛知県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。

苦情相談窓口	美浜町役場(代表)	0569-82-1111
	半田市市役所	0569-21-3111
	半田市役所 福祉課 福祉部 高齢介護課	0569-84-0648
	武豊町役場 福祉課	0569-72-1111
	阿久比町役場 民生部 健康介護課 介護保険係	0569-48-1111
	常滑市役所(代表)	0569-35-5111
	常滑市市役所 福祉部 高齢介護課	0569-47-6133
	知多市役所(代表)	0562-33-3151
	知多市役所 長寿課	0562-36-2652
	南知多町役場 (代表)	0569-65-0711
	愛知県(代表)	052-961-2111
	愛知県健康福祉部高齢福祉課	052-954-6310
	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険係	052-971-4165
	愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室	052-954-6228

4. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族・主治医・介護支援専門員等に連絡をいたします。

5. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の処置を講じ、速やかにご利用者様がお住まいの市町村、ご家族、介護支援専門員等にご連絡いたします。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。